

令和元年度第4回景観審議会デザイン協議部会 会議要旨

1. 審議会（部会）の日時、場所、出席者、議事

(1) 開催日時 令和2年（2020年）1月21日（火） 午後2時00分～同4時00分

(2) 開催場所 ソリオカルチャー 307会議室

(3) 出席者

・景観審議会デザイン協議部会委員

徳尾野部会長、岩井委員、田野委員、中嶋委員、

三谷委員、赤澤委員、高松委員

・事務局（都市整備部 都市整備室 都市計画課）

増田部長、谷口課長、志村係長、濱崎職員、岡本職員

・事業者

議事① 施工業者 太閤建設株式会社

設計者 株式会社阪南コーポレーション

(4) 議 事

議事① 太陽設備宝塚発電所 開発計画（2回目）

(5) 傍聴者

議事① 4名

2. 会議の要旨

事務局： ご案内の時間となりましたので、ただ今より、令和元年度第4回宝塚市景観審議会デザイン協議部会を開会いたします。

本日はご多忙な折りにもかかわらず、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

景観審議会運営規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議事は全て公開となっております。また、本日は4名の傍聴希望の方が来られていますので、会議の冒頭から入室していただいています。

本日、ご出席をいただいております委員は、7名で2分の1以上のご出席をいただいておりますので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」により、本日の会議は成立しておりますので、ご報告申し上げます。

会 長： それでは、会議の手続きといたしまして議事録署名委員の指名でございますが、議席の席順でお願いしておりますので、今回もそのように指名させていただきます。本日の署名委員には、1番の岩井委員と10番の高松委員にお願いいたします。

さて、本日の会議は皆様のご協力をいただきまして15時半までには終了したいと思いますので、よろしくお願いたします。

では事務局より議事について説明をお願いします。

事務局： 今回の協議は2回目の協議となりますので、追加された資料について説明させていただきます。

追加された資料は、配布した資料の8ページの写真、12ページの造成計画平面図、13ページの造成計画縦横断面図、14、15ページの「A-A」断面図、16ページの「お-お」断面の道路からの写真、17ページの「か-か」断面の道路からの写真、18ページの「き-き」断面の道路からの写真、19ページの「A-A」断面の道路からの写真です。

また、37ページのキュービクルの図面は、前回マンセル値は記載されておらず、グレーと標記されていましたが、今回資料で、マンセル値は5Y7/1と追記されました。38ページが色見本となっております。

前回の資料の中で、「概ねパネルエリアは見えない」と記載されていた部分ですが、「お-お」断面、「か-か」断面辺りではパネルは全く見えないということが断面図でわかります。「き-き」断面のあたりでも、宝塚医療大学のグラウンドが道路より高くなっているため、直接見えることはないということが断面図でわかります。ただし、「A-A」断面ではパネルが道路から直接見えることとなります。

追加された資料は以上となります。

会 長： ありがとうございます。前回欠席されていた委員がおられますので、前回会議での意見を確認しておきます。意見は、大きく4つありました。

1つ目は「パネルや造成法面は見えるのか見えないのかがはっきりわかりません」でした。前回資料は計画地の断面図しかありませんでしたので、実際どの位置からどのように見えるのかがわかるよう敷地周辺も含んだ断面図を追加するよう意見し、今回13ページ、15ページが追加されました。今回追加された断面図で建物1階から見えないが2階から見える箇所があることがわかります。

2つ目は「資材置場の図面表記」の件です。工事完了後も資材置場として

利用されることを危惧しておりましたが、前回会議で完了後は資材置場として利用しないとの回答をいただいております。

3つ目は「緑化の方法」についてです。出来るだけ既存の森に復元出来るよう検討していただきたいとお願いしました。「種子吹付」ではなく、既存の表土を取り置いて「表土吹付」を検討していただくよう意見しました。また、法面に表土吹付を行うのは難しいかもしれませんが、資材置場の部分は平場ですので、資材置場だけでも表土吹付を検討するよう意見しました。

4つ目は「受電設備の色彩」です。前回マンセル値が不明でしたが、茶系を検討していただくよう意見しました。今回資料では既製品のグレー色となっております。

以上の4点が前回会議の論点でした。何か意見がある方はおられますか。

委員： 前回からの引き続きの質問ですが、5、6ページの写真で「開発区域が見えることが予想される」と記載があり、「景観に配慮する」と記載されていますが、パネルが見える場合は具体的にどのような配慮をされるのですか。今日の会議では、その配慮についてご説明いただきたいと思います。

また、「きずきの森」の件でいろいろ懸念されている方々がおられますが、事業者の方への具体的な対策について要望は出ているのですか。

事務局： 開発まちづくり条例の手続きにおいて、住民から意見書が出されていると聞いております。

委員： そもそも、この配置図では「きずきの森」の位置がわかりません。

事務局： 資料には記載されていませんが、宝塚医療大学から南のエリアが、「きずきの森」です。

委員： 「きずきの森」は、今回の事業区域に隣接しているのですか。また、何が問題となっているのですか。

事務局： 隣接しています。新たに設置される2つの調整池からの排水が、きずきの森の中にある「ひょうたん池」に流れ込むこととなりますが、既存の生態系が維持できるのかを心配されています。

委員： 2つの流域に分かれている排水の1つが「ひょうたん池」に流れ込みます。「ひょうたん池」の中には、近隣の方々が保全活動されている国指定の絶滅

危惧種のカスミサンショウウオなどが生息しています。工事期間中だけでも一気に多量の排水が「ひょうたん池」に流れ込めば、絶滅するだろうと思われれます。

事務局： 資料9ページの①番の矢印の部分がひょうたん池です。同じ資料の④番の矢印に調整池が造られる予定です。12ページの「き-き」断面線上に2号調整池があり、この排水が「ひょうたん池」に流れ込みます。

委員： 開発が行われると、「ひょうたん池」の生態系は破壊され生き物は絶滅するだろうということですか。

委員： そう思います。特に工事中は大量の泥水が流れます。法面の緑化方法も、長めの芝を張る計画ですので、現状の計画では雨が降った際にほとんど浸透せず一気に多量の雨水が流れることが予想されますので、もう少しひょうたん池への影響を抑える方法を検討していただくよう、前回指摘させていただきました。

委員： どのような方法がありますか。

委員： 現状の調整池から「ひょうたん池」に排水を流す計画の場合、影響を軽減する方法はありますが、カスミサンショウウオの生息する生態系を維持するのは難しいと思います。

委員： 洋種の芝を吹付される計画ですが、洋種の芝の吹付は周りの植生に影響を与えるなどの問題が生じる可能性があるかと聞いたことがあります。

委員： そうです。他の種の生育を妨げるような物質を出すものもあります。そのため、前回の会議では、工事の際に採取した表土を利用する表土吹付の工法を検討するよう意見しました。

委員： 今回計画されている種子吹付のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、バミューダグラスはどれも洋種ですか。

委員： そうです。3種類とも毛足が長い洋種になります。

委員： 和種を用いた種子吹付はないのですか。

委員： 法面吹付の場合、固定する必要があるのも毛足が長く根が深い洋種を選ばなければ効果がありません。今回の計画の場合は、1回の種子吹付により法面を保護する方法よりも、しばらく木が生えない期間があっても表土吹付により、時間をかけてゆっくりと森に復元する計画の方が良いと思います。

委員： 「きずきの森」は兵庫県と宝塚市どちらが所有しているのですか。

事務局： 市が所有しています。

委員： 「きずきの森」の具体的な利用計画はどのようなものですか。

事務局： 利用計画について詳しく聞いていませんが、「都市緑地」です。

委員： 「きずきの森」は事業区域に隣接していますので、きずきの森側での散策路の位置を変更するなど森を歩いている人から直接パネルを見えないようにするなど、少し手を加える必要があります。

委員： この計画は、ほかの審議会での審議や環境アセスメントなどはされていますか。

事務局： 審議会での協議については、景観審議会のみが対象です。
また、その他の手続きに関しては、兵庫県への届出及び市の地域エネルギー課への条例の手続きをすすめていると聞いています。

委員： 4月以降に届出を行う場合、環境アセスメントの対象になると思います。

事務局： 4月以降の届出は、環境アセスメントの対象ですが、今回の案件はそれ以前に手続きされているので、対象外です。

会長： 本日は景観の審議会での協議ですので、環境の問題に踏み込んだことまでは議論できないですね。

事務局： そうです。

委員： 太陽光発電の認可を受けるには審議会を通ることが必要と聞いていますが、

認可はきちんと受けているのですか。

事務局： 2年前に認可を受けていると事業者から聞いています。また、今回の事業者は各地で太陽光発電の事業をおこなっていると聞いています。

委員： 先程の環境アセスメントの件は、兵庫県の条例によるものですか。それとも市の条例によるものですか。

事務局： 環境アセスメントの対象事業は県の条例で規定されています。

委員： 評価に関するマニュアルがあるのですか。

委員： 環境アセスメントの検証方法は、国交省のマニュアルに基づき行います。まず事業者が報告書を提出し、審議会に諮ります。次に、調査報告書に基づき調査計画書を提出します。調査計画書が認められれば、調査を開始します。例えばカスミサンショウウオが生息する池の調査は最低でも1年は調査期間が必要です。次に、調査終了後調査結果を提出します。ですから、合計3冊の書類を国交省に提出する必要がありますので、かなり厳しい検証を行う必要があります。

委員： 太陽光パネルの、杭の引抜応力の検討に不安があります。現地へ行ったところ、「萩原台側」から吹き上げてくる南西の強い風を感じました。倒木も多くありました。台風の影響など吹き上げる風の影響がとても心配です。資料を見ても、コンクリートの基礎があるのか不明です。

会長： のちほど事業者を確認します。

委員： 資材置場の最終的な表記はどのようになりますか。

事務局： 他の申請関係の図面との整合が必要なので、表記を変更することは控えたいたとの回答がありました。

会長： 資材置場の表現については再度事業者に聞いてみます。

委員： パネルエリア付近の残地森林や隣接森林の枯れこみが心配です。パネル表面の温度は65度くらいまで上昇するため、残地森林や隣接森林の水分が蒸

発し枯れこんでいくと思います。

委員： 事業者は「問題ない」と回答されていましたが、本当に影響がないのか、とても心配です。マント群落をパネルエリアに隣接する造成森林部分に形成し、枯れこみを防止する対策を講じていただきたいです。

委員： 事業区域のギリギリまで伐採する計画ですので、きずきの森側にマント群落を形成する必要があります。

委員： 隣接森林が枯れこみにより後退すると、隣接森林の影になり見えないと想定している太陽光パネルが見えてくると思います。

委員： パネルエリアの周囲はフェンスで囲む計画ですが、調整池などの周囲にフェンスは設置されないのですか。また、道路からパネルエリアまでは誰でも進入できるのですか。

事務局： 事業者からでは、ハイカーが通れるよう、フェンスの設置は最小限とし、あまり閉鎖的にならないよう配慮していると説明がありました。道路に面した既存の門扉は現状のまま利用するため、この門扉を閉めれば川西側からの人の出入りは一定遮断できると聞いております。ただし、山側からは自由に出入りできる状態です。

委員： 住宅地に隣接していますので、近隣の子ども達が勝手に入ってしまうのが心配です。

事務局： 事業区域の周囲にフェンスが設置されていないのは、現状も同じ状況ですが、新たに調整池に設置されますので、その部分を懸念されているのですか。

委員： 調整池は、通常時は水がないので大丈夫だと思います。

会長： では事業者に入室していただきます。

設計者、施工者入室

☆☆☆☆ 太陽設備宝塚発電所 開発計画 ☆☆☆☆

会 長： それでは追加された資料の説明をお願いします。

設計者： 住宅地の中央の道路上からパネルエリアがどのように見えるのかを検討した「道路からの写真」を資料8ページに追加しました。住宅地の中央付近か

らはパネルエリアは見えません。

次に、指示がありました「お-お」、「か-か」、「き-き」断面図を住宅地まで延長した断面図を13ページに追加しました。赤色の前面道路か

らの目線と、黒色の建物2階からの目線の2種類を記入し、検討しました。

「お-お」断面では既存森林があり、パネルエリアは全く見えません。

「か-か断面」、「き-き」断面では宝塚医療大学の法面があるため、道路路面からは全く見えません。ただし、建物2階からはパネルエリアが見えます。

次に宝塚医療大学の建物の際からの「A-A」断面図を追加しましたが、川西市道や川西明峰高校からも見えることがわかります。16ページからは各断面位置での写真を追加しました。「お-お」断面ではパネルエリアは全く見えず、「か-か」、「き-き」断面では医療大学の法面がありますのでパネルエリアが見えないことがわかります。「A-A」断面では、道路が高くなっていますので、谷側のパネルエリアが見えることがわかります。

また、パワーコンディショナーの色は、前回会議の際は乳白色と説明しましたが、メーカーに確認したところグレーでした。本日はサンプルを持参させていただきました。

追加資料の説明は以上になります。

会 長： ありがとうございます。それでは質問等ございましたらお願いします。

委 員： パワーコンディショナーの色は、既製品だと色は1色だけしかないので

か。

設計者： 既製品は1色だけです。

委 員： サンプルでは、グレーに見えますが、実際の大きさで見ると白く見えます。パネルが黒色のため、余計に白く見えると思いますので、少し気になります。

明度が7ですが、もう少し下げて6にすることはできませんか。

設計者： メーカーに確認したところ、今まで色に対しての問い合わせを受けたこともありませんし、色の変更には対応できないとの回答でした。コーティングがありますので、既製品の上に塗装するのは難しいと思います。

委員： わかりました。コーティングの上に着色することで塗料の浮き錆などが生じる心配もありますので、既製品では、この色しかないのであればやむを得ないと思います。

設計者： 今回の計画では、パワーコンディショナーは、道路や住宅地からは見えません。事業区域内に入らないと見えませんので、黒色のパネルの中にぼつんと白色が目立つようなことはないと思います。

委員： パネルの設置方法について確認したいのですが、基礎の図面がありますが、ベースはコンクリートですか。

設計者： コンクリートの基礎ではなく、土のままです。

委員： 長さ2メートルほどの大きな杭を施工されるようですが、直接地面に固定されるのですか。

設計者： ボルトでパネルと連結し、杭を回しながら地面に打ち込んでいきます。

委員： 地面の中にはどのくらい打ち込むのですか。

設計者： 1メートル以上は打ち込みます。

委員： パネル1枚（1685ミリ×1000ミリ）に対して何本の杭を打つのですか。

設計者： 架台メーカーによる荷重の構造計算の結果に基づき、パネルの組み合わせ枚数により杭の配置やピッチが決まってくるので、一概に1枚当たり何本というものではありません。

委員： 35ページの図面では、パネル1枚に対して杭が6本ありますが、これが

標準図ですか。

設計者：　そうです。

委員：　荷重計算以外に、風に対する影響も考慮されていますか。現地を見学したところ、南西の強い風が吹いていました。風速計で計ったわけではありませんが、体感では風速5m/s以上の風が吹いているように感じました。

設計者：　風圧に対する懸念は、説明会でもありました。宝塚市の基準風速が34m/sですが、今回は余裕を持たせ、風速36m/sでも耐えられる設計としています。

委員：　今回は、法面での計画ですので、渦上の風が発生するのではと心配です。

設計者：　ご意見はわかりますが、今回は景観の審議会ですので、景観に関する質問質疑に対してお答えしたいと思います。

委員：　景観はもちろん大事なのですが、それ以前の問題として安全面も重要だと思います。

会長：　パネルが破損することがあれば、景観にも影響が出てきますのでそれらを心配しての意見です。

設計者：　わかりました。

委員：　追加資料を作成していただいたので、断面計画に関してはよくわかりましたが、その上で、パネルが見えることに対し、木を植えるなどでパネルを遮蔽するなどの配慮は何か検討されていますか。

設計者：　パネルエリアや管理用通路、造成法面以外の部分は、現況のまま残す計画です。なので、緑地も含め、全体の50%程度は現況のまま残すこととなります。パネルに影の影響で、既存樹木を残す努力をしています。その他できることがあるとすれば、造成法面に樹木を植えることだと思います。

施工者：　造成の法面の小段に苗木を植えることは、できると思います。

委員：是非お願いします。

13ページの「き-き」断面のパネルエリアの東側の管理通路の辺りに樹木を植えることは出来ませんか。

設計者：この部分に樹木を植えると、パネルエリアに影の影響が出るので難しいです。法面の小段の部分であれば植えられます。

また、図面では既存樹の高さで8～10mとして検討していますが、実際にはもう少し高い樹木もありますので、この検討図よりも実際のほうがパネルが見えにくい状況になると思います。

委員：造成法面の小段に植えるだけでも大丈夫です。パネルに影響が出ない範囲で出来るだけ高く育つ木を植えてください。

委員：盛土をもう少し低くすることは出来ないのですか。

設計者：出来ません。

会長：小段の部分の植栽は是非植えてください。

設計者：検討させていただきます。

委員：既存樹木を伐採すると、残地森林や隣接森林の足元のこれまで日差しが当たっていなかった部分に日差しが当たるようになり、環境が変わると隣接森林が枯れていくことが心配です。そのため、前回会議でも隣接森林の際に、マント群落を形成するようお願いしました。隣接森林は景観にとっても命です、枯れないよう対策が必要です。また、パネル上部の温度は65度くらいまで上昇するため、周辺の大気も温度が上昇しますので隣接森林の枯れこみは進むと思います。

設計者：それは、隣接森林の際の木を守るための対応策ですか。

委員：森林の枯れこみは際の木から順番に進みますので、際の木を守らなければ森林そのものを守ることはできません。

施工者：際の木がパネルの温度上昇の影響を受けて乾燥するということですか。

委員：　そうです。

施工者：　今回の計画では、パネルは通常より高い位置に設置し、地面から1メートル50センチほどの高さです。架台下部の通気性も良いですし、架台の下部も吹付などで植生もしますので、枯れこみに対しての対策がそこまで必要なのか逆に疑問を感じます。

委員：　簡単に言うと、森は木の幹に葉がコーティングされたような形で出来ています。その葉がなくなると環境変化により林床環境が悪くなりますので、切り口にマント群落を形成し、幹を葉で覆わなければ森の環境は不安定になります。

施工者：　対策が必要なエリアが広域になりますが、その対策は絶対に必要ですか。

委員：　エリアが広いので懸念されていると思いますが、特に対策が必要なエリアは、隣接森林が事業区域線に近い部分です。

施工者：　具体的な場所を教えてください。

委員：　事業区域線の際まで既存林が伐採されるエリアです。既存林の存置幅が事業区域ラインから、厚く残るエリアは、枯れたとしても、自然にマント群落が形成されていきますので大丈夫です。

委員：　宝塚市の環境基本条例にも「生態的に配慮しつつ市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行わなければならない。」と記載されている為、景観的にも環境的にも総合的に配慮してください。また、前回も指摘しましたが、調整池からきずきの森のひょうたん池に直接排水される計画は、生態系に影響があります。この計画はどうなりましたか。

設計者：　調整池の計画は前回のままです。

委員：　調整池からひょうたん池に直接排水されることで、ひょうたん池に生息す

る絶滅危惧種のカスミサンショウウオが絶滅する可能性がありますので、配慮していただきたいとお願いしていました。

設計者： 調整池は、土砂が沈殿する形式としている事も説明した上で、宝塚市の公園河川課に放流の同意を頂いています。もし何らかの対策があれば、公園河川課と協議の上、協力できることは、協力したいと思います。

委員： 法面部分の表土吹付は検討していただけましたか。

設計者： 法面は施工直後が一番安定していないので、発芽の保証がない工法を選定するのは難しいです。地元の要望もわかりますが、発芽率と防災機能を保証できるものでなければ、災害が起こった時に設計者、施工者の立場として責任が取れません。これまで何度も地元や公園河川課と協議してきていますが、保証がない工法は出来ません。ご理解いただきたいです。

委員： 資材置場の図面表記は、前回の説明では工事完了後は資材置場として利用しないと回答されましたが、最終的にはどうなりますか。

設計者： 工事完了後は資材置場としての利用はありません。

委員： この図面表記だと資材置場のまま残る形になっていますので、「工事完了後は緑地」という表記に修正してください。

設計者： そのように修正します。

委員： 大規模事業者の場合は、事業の終了後にパネルを撤去し、植栽して元の山に戻す取り組みをされていますが、御社はどうされる予定ですか。

施工者： 「元の山に戻す努力はします」と前回会議で事業者が申し上げていたと思います。

委員： 大規模事業者の中には、撤収費用と回復費用を事業費の中で積み立てると聞いていますが、御社ではどうされていますか。

設計者： 現時点で積み立ては義務化されていません。しかし、改正 FIT 法では、経産省で事業性を判断して認可されます。今回の案件でも、撤去費用、回復費

を含んだ事業計画を経産省に提出し認可されたと事業者から聞いています。

委員： わかりました。撤去費用、回復費用の積み立ては事業計画の中に含まれているということですね。

設計者： はい。そうです。

委員： 少し話が戻りますが、杭のベース部分にコンクリートがないのは不安を感じますが、ボーリング調査は行われていますか。

設計者： 試験杭を用いて試験施工しますので計算書の耐力が不足することは考えにくいです。

委員： 切土部分は問題ないと思いますが、盛土部分の耐力も問題ありませんか。

施工者： 盛土部分の引抜強度については説明会で地元の有識者からも質問がありました。盛土部分は入念に引抜試験を実施します。

委員： 先程風の影響を心配する意見がありましたが、一番心配なのは盛土盤が崩れることです。

設計者： 土砂崩れに関しては、第三者機関で審査を受けました。

設計者： 今回の計画は谷埋めの盛土になります。そのため、土質関係の専門家のいる第三者機関で審査を受けました。もちろん施工管理はきちんとしていきます。

委員： 造成後いつからパネルを設置されるかわかりませんが、盛土部分は随分沈むと思いますが大丈夫ですか。

設計者： 支持層が新しい粘性土地盤であれば、載せた荷重より圧密し沈下しますが、ここは岩が支持層ですので圧密による沈下は考えにくいと思っています。

委員： どのような種類の岩ですか。

設計者： 泥岩です。

委員： しかし、谷部に盛土した部分は沈下すると思います。

設計者： 谷部は、堆積している腐葉土などは除去し、段切りし、谷止め用の「布団かご」を積み、盛土工事を行います。

委員： 盛土の中に布団かごを施工されるのですか。

設計者： そうです。盛土の中に埋まってしまいますが、かなり大きなものになります。

委員： 火災が起きた場合の対応はどうなりますか。

設計者： 機器周囲への消火器の設置は消防法で決まっています。また、調整池の溜まり水も消火活動に利用します。

委員： 事業者の対応はどうなりますか。

設計者： 常時パネルをモニタリングしていますので、パネルの一部でエラーが出た際には、警報が鳴るシステムです。異常が出た際は、メンテナンス会社の方が現地に行かれます。

委員： パネルに落ちた葉が、火災の原因になることがあると聞いたことがあります。

設計者： 定期的な点検も行いますし、きちんとモニターで監視しています。

施工者： 葉が落ちたり、カラスが石などを落とすとパネル自体の発電力が急激に下がると聞いています。その場合は発電不良となり、モニターで異常を確認できます。異常が出ればメンテナンス会社がすぐに現地に向かいます。

委員： パネルの下部はどのような仕上げですか。

設計者： 種子吹付です。

委員： パネル下部が洗掘しているのをよく見かけますが、種子吹付が雨で流され

ることではないですか。

設計者： 横断排水溝をかなり細かいピッチで設置しますので心配ないと思います。

委員： 集められた水はすべて調整池に流れ込むのです「か-か」なりの面積から水が集まりますが大丈夫ですか。

設計者： すべて調整池を経由しないと事業区域外には出ない排水計画です。

施工者： 調整池は2箇所あり、各流域で分散して排水します。

委員： 調整池の水は最終的にどこに流すのですか。

設計者： 最終的に川西市の下水道（水路）に流す計画です。

委員： 川西市の下水道に勝手に流すのですか。

設計者： 川西市と協議し、放流の同意を得ています。

委員： これまで自然に山に吸収されていたと水が、今回の工事により多量に下水道（水路）に放流されることになりましたが大丈夫ですか。

設計者： そのために調整池があります。一気に流すと川西市の下水道もパンクするので現状以上の水が流れないように絞り口を設けて放流する水量を調整します。1号地の調整池の水は川西市の砂防堰堤を経由して川西市の下水道（水路）に流します。2号調整池の水は「ひょうたん池」と宝塚市の水路を経由して川西市の下水道（水路）に流れていきます。川西市、宝塚市、両方との協議を踏まえた上で、兵庫県の総合治水条例の審査も受けています。

委員： 宅地造成の許可は終わっていますか。

設計者： まだです。事前の協議を行っています。

委員： パネルエリアの外周のどの位置にフェンスを設置されるのですか。

施工者： パネルエリアの外周部には約3.5mの管理用通路があり、通路の外周にフ

ェンスを設置します。

委員： 事業区域の境界線には特に目印等はないのですか。

設計者： ありません。

会長： では本日の意見をまとめさせていただきます。パネルが露出するのを防ぐために、造成法面の小段に植栽をすること。事業区域境界線ギリギリまで造成し、既存森林を伐採することで、枯れこみの事業エリア以外にも影響が出そうな2箇所造成森林には、マント群落を形成し隣地森林が枯れないよう対策を講じること。資材置場は一時的なものですので、表記を「完成後は緑地」と修正すること。資材置場はエリアは表土吹付を検討すること。

以上の点を検討してください。パワーコンディショナーの色彩は既製品が1種類しかないことは了承しました。

委員： 最後にもう一つだけ伺います。太陽光パネルの寿命は年々延びていますが、事業の途中でパネルを取り替えるということはありませんか。

施工者： 事業主によると、パネルは20年以上持つと聞いていますし、パネルを取り替えたという話は聞いたことがありません。部分的な入れ替えはあるかもしれませんが、全体を取り替えることはないと思います。

設計者： 本日のご意見については十分検討させていただきます。

会長： 議事1については、これで協議を終了します。